

第 25 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について

1 基準

平成 17 年総務省令第 40 号に規定する特定共同住宅等については、次の省令及び告示の基準によること。

- 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 17 年総務省令第 40 号)
- 特定共同住宅の位置、構造及び設備を定める件(平成 17 年消防庁告示第2号)
- 特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成 17 年消防庁告示第3号)
- 特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びこれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件(平成 17 年消防庁告示第4号)
- 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成 18 年消防庁告示第 17 号)
- 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成 18 年消防庁告示第 18 号)
- 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成 18 年消防庁告示第 19 号)
- 戸外表示器の基準を定める件(平成 18 年消防庁告示第 20 号)

2 運用方法

上記省令及び告示の運用については、第6 政令第8条等に規定する区画等の取扱いの基準4(10)及び次の通知等により適正に運用するものとする。

- 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について(平成 17 年8月 12 日付消防予第 188 号)
- 消防用設備等に係る執務資料の送付について(平成 18 年 11 月 30 日付消防予第 500 号)

なお、通知以外の運用については、各設備の基準を準用すること。

ただし、共同住宅用連結送水管については、連結送水管の基準5(1)を、筒先の本数は2本、ホースの本数は4本と読み替えて準用すること。

3 消防活動空地等

4階以上の特定共同住宅等については、関係者と消防課の間で、はしご車の架梯位置等について協議を行うよう指導すること。